

## 建学の精神をめぐる学問と宗教と国家

—近代教育史のなかの大谷大学—

高橋 陽 一

はじめに

本稿は二〇一三年十月十二日に大谷大学講堂で行われた二〇一三年度「開学記念式典並びに初代学長清沢満之謝徳法要」にあたり、標題の題目により行った講演の記録である。講演はレジュメと資料を配付して画像等を提示して行い、その音声記録を文字化して文体等を改めたものが本稿である。実際の講演記録に従って論述し、はじめに導入として教育史と宗教史の大きな流れを、まず確認したい。その後、本題の建学の精神について述べる。大谷大学のみならず、今日の大学、高等教育機関は、この建学の精神を、どのように読み取っていけばいいのか、そのことを論じる。近代日本の教育史及び宗教と教育の関係史について紹介したうえで、清沢満之先生や佐々木月樵先生（以下敬称略）のお二人による二つの文章の読み取りをしたい。当日の配付資料では清沢満之の「真宗大学開校の辞」、佐々木月樵の「大谷大学樹立の精神」の草稿本の一部を載せ、合わせて『大谷大学百年史』から作成した略年表を掲載した。<sup>1</sup>

本稿は、『大谷大学百年史』全三巻の内容や掲載資料に基づいている。<sup>2</sup> 因みにこの三巻の『大谷大学百年史』に、非常に貴重な「戦時体験集」という一冊がある。私自身は、東京大学の大学史史料室の勤務時に、東京大学の学徒動員、学

徒出陣を調査するプロジェクトがあり、私の仕事は、卒業生を含め、戦没学生達の名前を明らかにして、その様子を一人ひとり掘り起こすことであった。<sup>3</sup>この『大谷大学百年史』『戦時体験集』でも、東京大学で私が関わった研究を参考にしていることに感謝する。

## 一 近代日本の高等教育史概観

前置きとして、大きな教育の流れ、宗教の流れを、対象になる明治期や大正期について確認をしておきたい。

真宗大谷派に関わる学校教育の様子は、『大谷大学百年史』『通史編』の中で、既に非常にわかりやすい表が掲載されている。<sup>4</sup>普通の学校の言葉で言えば、高等教育から初等・中等、色々な幅広い教育がなされ、次々と教育改革が進んでいったということがわかる。

このことを明治政府の動きから考える。まず一八七二（明治五）年に学制が公布されて新しい近代学校がスタートする。さらに一八七七（明治十）年にできる東京大学も含めて、国の教育制度をどう作っていくかが問題となる。その時の高等教育を定めたのが、当時の森有礼文部大臣の下で出された明治天皇の勅令「帝国大学令」である。

そして、一八八六（明治十九）年の「帝国大学令」第一条には、大谷大学にも直接関わっていく重要なキーワードが出てくる。「帝国大学ハ国家ノ須要ニ」、つまり、国家の必要のためという文言である。それに「応スル學術技芸ヲ教授シ及其濫奥」と続く。「濫奥」とは、一番深い所という意味で、まさに高等教育でなければできない所という意味である。その「濫奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス」と書かれている。つまり国家のための、帝国のための帝国大学であるという規定である。一八九七（明治三十）年に京都帝国大学ができる前の段階で、唯一の大学として、東京大学を改め、帝国大学が創られた。その後、京都帝国大学ができて以降、戦前は、国内では七校だけしか帝国大学は創られなかった。言うならば、国のための閉鎖的な教育機関としての高等教育像が明治の半ばには成立し、基本的な部分が戦後の教育改革を迎

えるまでは日本の教育システムをなしたと言える。

ただ、これに対して大谷派は何もしなかったわけではない。一八八一（明治十四）年には、東京留学という形で、初代学長となる清沢満之を送り出すという形で、まさにこの東京大学に入っていくって、必要なものをつかみ取って来るという、そのような働きかけをしている。

さらにその後、明治初めから私立学校は都市でも農村でもたくさん創られるが、それを統括していくために勅令の形で、一八九九（明治三十二年）に「私立学校令」が出される。ただ、この「私立学校令」は、当時、内地雑居という言い方をしたが、居場所を居留地に限定されていた外国人たちが、場所を問わず自由に経済活動や教育活動にも公式に参加していく流れになるなかで、実はキリスト教や宗教全体への統制という意味を込めて出されたものでもあった。そして、真宗大学は、同年、つまり東京に移転する二年前の段階で、「私立学校令」に基づく大学として認可された。

実は、このあたりについては、誤解が生じやすいポイントがある。この段階での「私立学校令」は、私立の学校であれば、どんな学校も全て含むというものである。当時は、中学校があり、その後、高等女学校も創られる。これも全て「私立学校令」の下に、私立学校として包括される。ただ、法令で定めがない場合は、当時の言葉で言えば、各種学校となる。そして、真宗大学は、当初はそのような位置づけとなる。ただ、その段階から名称としては「大学」を名乗っていく。これが非常に大きなポイントである。各種学校としての真宗大学が「大学」と名乗る、という点が重要である。これが、これから論じる清沢満之段階の建学の精神にも、大きな影響を与えていくことになる。

「大学」という名前を名乗ること自体は、帝国大学がある中では、ある意味遠慮はばかりがあるもので、一八七二（明治五）年には「大教院」が創られ、その後も各宗派では教育施設には「大教院」など「大」がつく名前を名乗るが「大学」とは言わない。「大学」の名乗りにおいては、一八九六（明治二十九）年に大谷派の大学寮が真宗高倉大学寮と真宗大学に分離したときの真宗大学の名称、一八九九（明治三十二年）の私立学校令による真宗大学の認可は非常に早い例に

なる。慶応義塾でも「大学部」を明治二十二年には名乗るが、こうしたケースは決して多くなく、非常に早い例である。さらに、高等教育を帝国大学だけに閉じ込めるのでは不十分であり、その他の専門職の養成も必要だという、当時のニーズに基づき、一九〇三（明治三十六）年に「専門学校令」が勅令として出された。これについては、宗教や芸術、その他技術に関する分野も含めて、専門学校になっていく流れがあり、真宗大学や、さらには高倉大学寮についても、それぞれ一九〇四（明治三十七）年と一九〇七（明治四十）年に、専門学校としての認可を得ていくことを早い段階で行っている。

ちなみに、早い段階でできた早稲田大学や慶応大学も含めて、まず「専門学校令」に基づく申請をして認可を受け、さらにその後、あるいはその段階から「大学」を公式に名乗っている。ただ当時は、「大学」という制度は帝国大学のみであるので、言うならば「大学」という名称を公的に認められた専門学校という位置づけになる。そして「専門学校令」以前から「大学」を名乗っていた真宗大学は、「大学」の名称で、「専門学校令」において位置づけられていく。これが明治中期から後期にかけての高等教育制度のあり方であった。

さて、大正期になり大正デモクラシーを迎え、教育は、大正自由教育の時代となり、大学もその門戸がそれなりに解放されていく。そして、一九一八（大正七）年には「大学令」が勅令として出されることになる。この「大学令」では、当時の金額で五十万円以上の金額をもとに財団を作り、帝国大学に倣って大学としての体裁を整えば、大学として認可されるといことになる。そして一九二二（大正十一）年、大谷大学は「大学令」による大学として認可されることになる。そして、帝国大学に見倣って「文学部」とせねばならなかった。何はともあれ、この時点において日本中の大学は、法令上、国公立も私立も同じ形になることが実現する。

それと同時に、それまで専門学校では、仏教もキリスト教についても、宗教者の養成を認めていたが、これについて大きな波紋が起る事態となる。この頃大学を統括していた専門学務局長松浦鎮次郎まつら ちんじろうという人物が、私学の関係者たち

に対して、大学については宗教教育を認めないと文部省として公式に発言するということがあった<sup>5</sup>。その理由について彼は、「大学は學術の藎圃」がその本質なので宗教教育や宗教者養成を目的にすることにについては排除すると述べている。さらに、大学は「科学的批判的に教授研究する」ものでなければならぬとも述べた。これが松浦や当時の文部省の立場であった。もちろん大学について知っている知識人であれば、欧米では神学部が当たり前で、中世から宗教の大学がスタートしていることは理解しているはずであるが、それをわかつた上で、大日本帝国を例外として展開している。その意味においては、現在の私たちの視点から見ると、矛盾に満ちた言葉である。ただ、この矛盾の中には一つのロジック、仕組みを読み取ることができる。何かと言えば、この「科学的批判的に教授研究する」のが大学における学問であるならば、宗教もまた学問の対象になり、あるいはそれを基に学問が作れるではないか、というロジックである。この論理と合致していれば、中心に宗教が位置づくものも大学として認めるのは当然である、というロジックへと進むことになる。

事実、早い段階で、慶応、早稲田、そして同志社といった私学が次々と大学になり、そして、その次の段階で五つの大学と共に大谷大学が、「大学令」に基づき大学として認可されていく。

大きな宗教教育の流れで考えると、明治五年に学制に基づく近代学校が日本でスタートし、そして初等教育、義務教育が普及し、さらにリーダーたちがほとんどと育っていき、中等教育、高等教育へと進学が高まっていく。こうした社会一般、あるいは専門職養成の教育の流れに先んじて、多くの教団では宗教指導者の養成を、学校システムを使って行っていくという流れが出てくる。そうした国の制度において学校を昇格させていくという流れに対して、大谷大学の場合、実際の歴史において、非常に先んじた動きがあったことについても確認をしておきたい。

## 二 宗教と教育の歴史

続いて近代の宗教史、とりわけ宗教への「統制」という視点から、その流れを述べたい。明治初期は、いわゆる神仏分離令のため、現象として「廃仏毀釈」と言われるような形で、仏教側への抑圧、弾圧があった。これに対して真宗の中では本願寺派を中心にして、つまり政府の長州閥とネットワークを持っている人たちが先頭に立って復権を果たしていく。そして、一八七二(明治五)年には、神仏合同の教育機関として大教院が開設されていく。そして県ごとには中教院、さらに全ての神社や寺院は小教院とするという、大教院・中教院・小教院の体制を作っていく。一方、西洋で「信教の自由」に触れてきた本願寺派の島地黙雷が、日本で「信教の自由」を侵す問題も起こっていると批判し、東本願寺・西本願寺が合同して、この大教院体制を廃止していく運動、ある意味では、宗教の自由を獲得する運動が起こされていく。以上のようなことは、日本の宗教史の流れを辿る際には、必ず語られる所である。

大教院体制の下では、「三条教則」(敬神愛国、天理人道、皇上奉戴・朝旨遵守)という説教の内容の原則が定められていたが、各地の僧侶たちは様々な形で、それについて学び、説教をしないといけないことになった。僧侶の学習ノートが残っていて、例えば南条文雄の義父の南条神興の他、香山院龍温をはじめとする京都で中心的な学僧であった大谷派の僧侶達が、僧侶養成の講義で「三条教則」に基づいて語っていたことがわかる。<sup>6</sup>やはり必要に迫られながら様々なことを述べていることが、当時の出版物や多くのノートからも伝わってくる。

私は「教育」と「教化」を区別して分析をする。<sup>7</sup>この場合の「教化」というのは、仏教などで用いられる「教化」という概念とは異なり、上下関係の秩序づけ、『日本書紀』や、あるいは中国の古典でもいくつか典拠がある所の、「上所施下所効也(上の施す所、下の効う所也)」という、へびに睨まれたカエルのような形で、言うことを聞かざるを得なくなるといえるものである。本来の「教育」とは、孟子も述べるように「得天下英才而教育之(天下の英才を得て之を教育す)」

というのを、漢字としての出典とするわけであるから、まさにカエルで喩えれば、オタマジャクシはカエルの子、という形で、次々と世代交代をし、次の時代へとバトンタッチをしていく。親と子の関係と見てもよいし、僧侶で言えば今の僧侶から次の僧侶、仏教を担う人たちへという、そういったことが、あらゆる部門で起こっていく。家庭でも社会でも、あるいは様々な教団やその他の集団においても、ということである。

先ほど紹介した大教院設立の動きは、寺院における後継者養成の全国ネットワークという教育の構造の中に、天皇を頂点とした維新政府が創る社会のシステムに則った教えを伝えるような知識を持った僧侶にするという「教化」と「教育」という二つの側面がある。さらに言えば、各教団の独自の教育が一緒になるわけではない。そういう様々な宗教の「教育」の中に国家による共通の「教化」を位置づけようというシステムがある。そして、どのような形で教団の「内と外」が関係していったのかという、非常に大きな問題がある。別の言い方をすると、このネットワークができ上がった時には、非常に強力なシステム、具体的には明治政府が権威を持って立ち上がるという、そういう構造を考える必要がある。

つまり宗教の教育には、「内と外」あるいは「真と俗」がある。今回は「内と外」ということをキーワードにしたいと考えている。当然ながら、宗教内には、オリジナルなものではあっても、なかなかその外には理解してもらえないような大切なものもある。直接外との関係で、共通の言語を用いてやりとりしていくものもある。学問は、その両方に関わり、あるいは仏教で言うインドの中観派以来の「真諦と俗諦」など様々な用語がある。「神のものを神に、カエサルのはカエサルに」と『新約聖書』にもあるとおり、様々な宗教において「内と外」を区別しながら、その社会に、あるいは国家に対応していくという流れが現れている。私は、こうしたシステムを、それぞれの時代において読み解いていくことが必要であると考える。

さて、国家の教育理念としては、教育の場面さらには宗教や社会教育にも圧倒的な力を持ったのが、一八九〇（明治

二十三年の「教育勅語」である。これを学問と関連づける時には、帝国大学教授の井上哲次郎という人物が、その解釈書『勅語衍義』を書いて、言うならば日本の思想の方向性を学者が解説するというシステムを作っていく。この井上哲次郎は、随分攻撃的な人物であった。早速その『勅語衍義』に基づいて、第一高等中学校で内村鑑三が「教育勅語」に対して儀式上、頭を深々と下げなかったという事件があり、そのため教壇を追われたが、この事件をもとにして、井上は、教育と宗教は矛盾し衝突するとし、教育と宗教の区別を強調していく議論をしていく。

宗教と教育の問題は、大日本帝国憲法でも一応は「宗教の自由」を謳っているもので、どうすればよいのかについては、明治政府の中でさえ議論になった。そして、実際には勅令ではなくて文部省の訓令として、一八九九（明治三十二年）の十二番目の訓令として「訓令十二号」が出された。さきにも「私立学校令」と同時に出了された。実は、この「訓令十二号」の影響については、特に宗教系の学校では、宗教と教育とを極端に分離する制度として政府が推し進めようとしたものと理解されている傾向があるが、若干誤解されている。

この「訓令十二号」の趣旨の一つは、官公立の学校では、宗教儀式・宗教教育はないことである。それ以外にも私立も含めて、「学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校」については、宗教教育と宗教儀式をしてはならないという形になっている。別の言い方をすると、学科課程に法令の規定がなければ関係がない。各種学校は関係ないし、専門学校も専門分野が多様であるから、文部省は学科課程を規定できない。もちろん大学に至ってもできないので、各種学校、専門学校、大学となった大谷大学などでは、実を言うと、直接の影響はない訓令である。

ただ、実際には学科課程に定めがある中学校では、実はその同じ年、あまりに「訓令十二号」の弊害が大ききということで、十月には、文部省がこれに関する解釈として、自主的に行う分については儀式を認めるようになった。例えばキリスト教の立教大学につながっていく立教中学校では、普通の学校儀式をした後にキリスト教の儀式をする形で入学式や卒業式を行う流れができた。その辺りのことについては、久木幸男が、「訓令十二号」の解釈で緩和された側面と、



教育現場においては実際にはかなり破壊的な影響を日本の宗教教育に与えた側面もあつたことを含めて、指摘している。さらに、二つ目に取り上げる佐々木月樵の文章のなかで、宗教や人格という言葉が語られるが、教育史の流れから見ると、昭和になり、教育と宗教を分離するこの訓令の内容の見直しがあり、「宗教的情操」という言葉が出てくる。ただ、この「宗教的情操」とは、あくまでも「教育勅語」の範囲内で、諸宗教に共通した宗教的なものなら認めるといふものであつた。と言つても、その内容は、具体的な内容がわからないため、当時の教育学者たちも論議をし、批判した論点であつた。現実には、教育現場でも戦争の雰囲気が強まっていく時代において、「教育勅語」との関係で学校儀礼、あるいは神社参拝などの大きな流れのなかで、この訓令が影響を与えていった。しかし、内容については、はっきりしない、水で薄められたソーダのようなものが、「宗教的情操」という言葉であつた。つまり個々の信念に基づかない情操なるものが、法令上に位置づけられたことになる。

### 三 建学の精神を読み取る視点

本題である建学の精神をどう見ていくかを論じたい。建学の精神については、大谷大学の真宗総合研究所で、教育現場といかにつなぐかという研究を木越康教授をはじめとする教員が進めている。私も昨年、そこへ呼ばれ、大谷大学が自校教育とその研究を大切にされていることに感銘を受けた。私のいる武蔵野美術大学でも、大学史の研究や建学の精神の教育への取組はあるが、充分ではない。やはり研究所として多くの教員が関わるなど、本当に進んだ取組のある大学である。進んでいるという意味では、大谷大学のウェブページで、本日も取り上げる清沢と佐々木の二つの文章が、全文公開されている。これは日本の様々な大学の事例と比較しても、進んでいる事例であると考ええる。

しかも、その建学の精神について、草野顕之学長の論文を参照したが、<sup>10</sup>大谷大学の建学の精神を読み取る際に、単なる金科玉条ではだめで、教職員も学生もそれぞれに内面化していく必要があるということ述べている。こうした立場

は、今、日本の大学全体にとっても、とても大切である。一九九一年以降、大学は自己点検が義務付けられ、建学の精神を定めて法令に準拠する形で公表し、二〇〇四（平成十六）年度からは認証評価を受けなくてはならなくなった。言い換えれば、きちんとしていない大学は、大学としては認められず、不適合として公表される、という時代になった。

私の勤務する武蔵野美術大学は、戦前は帝国美術学校という各種学校であったが、その創立の精神を研究したり、あるいは学生たちにも教育したりしている<sup>11</sup>。それと比較すると、大谷大学の建学の精神の位置づけは非常にユニークで、位置づけがはっきりしていると思う。大抵の大学では、大学ができる時、あるいは法令上認可されるような学校の場合には、学則第一条や、財団法人、今で言う和学校法人の寄附行為第一条という所に建学の精神が書いてある。これが公式のものとなる。

しかし、実際には学生手帳に書いてあっても、あまり読まれない。逆に言うと、これが大きな問題になる時、先ほどの立教大学の例で言えば、法令を読み解いて自由な宗教教育を実践していたが、戦時下になると寄附行為や学則の中でキリスト教主義と書いてあることに、圧力が加わっていた。そうした大学の例からすると公式の条文に書かれている精神も大きな意味を持っていた。また、設置趣意書や設置理由書についても、これは大抵の場合、学生たちは見る機会はあまりないものであるが、本来は、設置の精神が書かれている文書と言える。

ちなみに帝国大学の場合でも、仏教の研究は今でも為されているし、明治時代も行われていた。まさに南条文雄はその最初を作った人物であるが、今に至るまで、東京大学の場合だと「印度哲学」講座という言い方をする。これは実は、明治時代からの、宗教ということを意識させないための表現である。ところが、講座設置理由書には「仏教」と書いてある。だから日本仏教史も中国仏教史も昔から授業があり、今でも研究がされているという構造があつて、その意味では設置理由書というのは、学科・学部、さらに大学という所では大きな意味を持っている。そして、これから取り上げる清沢や佐々木については、創立時の演説として、学生たちや来賓たちがいる前で話した内容である。しかもそれが当

時から印刷物となり、普及させられたという意味において、極めてオープンなものということになる。私は、大学や学校の建学の精神や理念を考える時には、いつ、誰が、どのような時代に、どのような場で発言したのかといったメディアの問題も含めて研究していくことが、大切だと考える。その意味において、大谷大学の場合は、極めてオープンな形で発表され、同時代から伝わっていたということが大きなポイントである。

以上縷々述べたが、建学の精神を明らかにすることは、今日の日本では、大学に課せられた大きな義務という流れになつてきている。ただし、義務になると教育や研究から遊離する危険性が出てくる。そこで、こうしたことに対してはやはり、建学の精神をどう考えていくかということを教職員や、その場に集う学生たちも考えていかなければいけないということがある。

#### 四 清沢満之「真宗大学開校の辞」の内と外

続いて清沢満之について考察する。先ほど紹介した久木幸男は、清沢満之を敬愛していた。清沢満之が「教育勅語」の説明をしたという研究があるが、その時京都に清沢はいなかったというような実証的な研究をして明らかにしたのが、久木幸男の『検証清沢満之批判』という著書である。<sup>12</sup> この本の中で述べられていることも踏まえながら、検討する。

真宗大学の開校の辞は、言うまでもなく東京へ移転した時の開校式の演説である。その場では「教育勅語」の奉読がなされており、『大谷大学百年史』の中でも注目して正確に記述がされている。こうしたことを含めてどう考えていくか。一九〇一（明治三十四）年十月に開催されたこの真宗大学移転開校式は、近衛公爵、文部省、東京府の官吏が参列し、先に話題に出てきた井上哲次郎も演説をする。大教院時代の立役者でもある本願寺派の島地黙雷も祝辞を述べるといふ、言うならば日本の宗教教育史の有名人物が大勢列席している場であった。そして、南条文雄が「教育勅語」の奉読をし、大谷光演が告辞をするという形で進んでいった。

この開校式に関しては、奥村五百子が、井上哲次郎の演説に反発をして文句を言ったことが『大谷大学百年史』に書かれている。この時、井上哲次郎は彼の知識に基づいて仏教を批判し、新しく仏教を改良しようというような、明治の初めにはよく議論された、少し時代遅れな話をした。当時の学界でも一八九九（明治三十二年）ごろから井上哲次郎の「普遍的の宗教」という主張を契機に教育と宗教第二次論争になっていて、そのことを知っている人は、井上哲次郎ならばこういう風なことを言うだろうと想定して参列を呼びかけたと思うが、当然その演説を聞いた人によっては、けしからんという風になる。

今の視点から言うと、この「教育勅語」の奉読はどうとらえていけばよいのか。久木幸男が述べていることであるが、清沢満之は、早い段階では「教育勅語」に対する態度についてははつきりとは述べていない。ただ、当時の清沢が付けたノートが残っている。そこには、釈尊の人生を本にして、「忠孝両絶」、「不視国家」という形で、国家との相対性、あるいは「教育勅語」は「忠孝」という道徳が中心であるから、そういったものに対しては、それが標準ではなくて、宗教の立場、あるいは大谷派の立場は独自の立場なのだという趣旨のことを、きっちりとノートのなかに残していることは見ておかないといけない。

さて、清沢の言葉自体をどう読み取るかだが、短くて大変緊張感のある文章であるが、「外と内」として区別をして読んでいくと、文章の構造が理解できる。<sup>13</sup> 式典であるから、当たり前のことながら「外と内」、つまり「外」からの来賓に挨拶をして、そして「内」の人たちに対して語っていく。キーワードとしては、同じ言葉を二回言い換えている。「宗教学校」という言葉。これは文部省や東京府の官吏にもわかる。それに対してもう一度、「浄土真宗の学場」と言い換えて、あえて「学校」とは言わない。やはりこれは近世以来の、あるいはそれ以前からも含めて、真宗の中で行われていた僧侶たちや信者たちの、いわゆる公式の学校でない形の様々な学びを「学場」という理念として表しているのではないかと。つまりこれは「内」に向けての言葉である。また、信念や理念を伝える時にも、「自己の信念確立」、「信仰を他に伝へ

る」という「外」にわかる言い方をして、その一方で「本願他力の宗義」とか、「自信教人信の誠」と表現している。これは、通常は言葉で言ってもなかなか理解できない。宗派の「内」では重要であるが、他の人が聞いても耳には残らないような言葉を短い文章で使っている。

『大谷大学百年史』『通史編』にも記述されたように、実際の儀式としての場についても「内と外」になっている。最初に仏壇を開扉して一同起立と礼拝という「内」の儀式を行う。その後、「外」に向けては、お決まりの学校儀式のように、「君が代」を斉唱して「教育勅語」を奉読する。正確に言うならば、この時は各種学校であり、「教育勅語」の現物を渡された直轄学校のようなケースではないので、そうしたことは義務づけられてはいない。

そうした状況を見ていくならば、この時の「真宗大学開校の辞」、そしてそれが読み上げられた開校式とは、どういう場であるか。それは、一つには東京の学問の場へ乗り込んで行くという学問上の環境の変化を求めたということがあった。すなわち様々なしがらみのある宗派内において、自由な学びの場を得るということである。同時に对国家との関係では、実質的な地位を確立させる意図があった。各種学校、私立学校という弱い立場であるが、その中で、公的なものを意識的に位置づけようとする戦略的な意識をもって、真宗大学を位置づけようとした点に大きな意味があった。新しい学問を僧侶養成に持ち込んでいくために新しい宗教学校を設立しようとした中において、清沢の言葉にみる真宗大学の位置づけは大きいものがあると考えられる。

この前後に関してであるが、『大谷大学百年史』『通史編』でも、沢柳政太郎が、大谷派の大学寮制度も含めて、宗派全体の規則をはっきりと国家の教育制度に範をとって行ったという評価をしている。これについてはその通りだと言える。

しかし、先ほど言及した学則第一条との関係では、この沢柳政太郎が来る前にも後にも、大谷派は、似た動きをしている。「帝国大学令」が一八八六（明治十九）年に出ると、真似しなさいとは誰にも言われていないのに、一八八八（明治

二十二年の「大学寮規則」には、「宗義ノ濫奥」という言葉が入り、そして「国家ノ須要」という言葉に対しては、「教門須要」という具合に規定される。言葉がたまたま使われていると思われるかも知れないが、通常は使われないような言葉が、「帝国大学令」から明確に取り入れられていると言える。

さらに沢柳政太郎以降についても、「教門須要」、あるいは「濫奥」という言葉が、東京に開学する前の一八九九（明治三十二年）の「真宗大学条例」では、「宗門ノ須要」として登場してくる。そのような流れを考えていくならば、こうした「宗門ノ須要」という言葉を「国家ノ須要」と対比させて、既にある言葉を入れ替えて、宗門に取り込んでいったと言える。「国家ノ須要」とは国家と学問、大日本帝国と帝国大学を結合させたものになるわけであるが、これに対して、「宗門ノ須要」という言葉は宗教と学問を結合した言葉となっている。これを明確に掲げていったことの意味を理解していくべきである。

その後については、一九〇四（明治三十七）年五月四日の段階で真宗大学は、「専門学校令」という勅令に基づき専門学校になる。しかし、「専門学校令」で謳われている「學術技芸ヲ教授スル」という内容については、「私立真宗大学学則」第一条で、「本学ハ大谷派本山達令真宗大学条例ニ基キ宗門ノ須要ニ応スル学科ヲ教授シ其濫奥ヲ研究セシムルヲ以テ目的トス」という形で述べて、以前の「帝国大学令」の形をそのまま継承していく。さらに、設置者たる教団との関係を明確にしている。つまり僧侶養成を基本とするものとして、宗門との関係においても、ニーズを明確に意識した形の書き換えをしていく点も重要である。

つまり、大日本帝国によって「帝国大学令」が勅令として出されて、帝国大学ができる。それと同じように真宗大谷派があり、その中で教育のニーズがあれば、それに関する規則ができて、その下で真宗大学が成立したということである。この対置は、文言では、ある意味では国の真似とも見えるかも知れないが、同時に並置というあり方が、独自性、独立性の確保を意味するものであると言える。明治日本の状況としては、宗教と国家を並置した意義を理解しなければ

いけないのではないか。

##### 五 佐々木月樵「大谷大学樹立の精神」の学問と宗教と国家

続いて佐々木月樵について論じる。一九一八（大正七）年の「大学令」という勅令に基づき大谷大学に文学部という形でしか学部名が認められない中でも、学科としては仏教学科・哲学科・人文学科を合わせて設置されたのが、大谷大学である。一九二二（大正十一）年に、熊本医科大学、立教大学、龍谷大学、そして専修大学という五大学で一括して認可されるという形であった。明治時代の公文令では、天皇が直接認めただけに使われる「可」の印が押され、勅認という形で認めるというシステムを私学に対しても政府は取っていた。

その中の佐々木月樵の言葉は、前半においては關彰院や、あるいは初代学長清沢満之の学校の改革に向けての意志や気迫を継承していくという趣旨が非常に明晰な文章である。続いて、長いわりには強調して理解されていないかのよう感じるのが、第二代学長の南条文雄について縷々述べられている所である。

この南条文雄がサンスクリット学を日本に定着させた人物である。つまり、それ以前の密教的な流れにおいての梵語・梵字の文化があったことに対して、近代のサンスクリット学をイギリスから持ってきたという点において彼の大きな業績がある。単にそういう学者がいたという話ではない。明治維新後、大谷派では海外の状況についての情報を、直接トップの人たちやこれから中心で活躍を担うべき人たちが持ち帰ってくるということがあった。一八七二（明治五年）に大谷派の欧州視察があり、さらに一八七六（明治九）年に送り出された南条文雄と笠原研寿が、サンスクリット学の大家であるマックス・ミュラーについて学んだ。また、そこで学んだだけではなく、欧米におけるサンスクリット学でも大きな影響を与えていくような経典の整理を行った。また漢訳仏典が読めることを生かして、それに基づいて西洋人もできない所まで貢献をして、そしてその業績を帝国大学に持ち帰ってくる。そして、実際には、彼は梵語、サンスクリ

ット語を講師として教えていったわけである。

これは帝国大学の方から見るとどう見えるか。一八八八(明治二十一年)に最初の博士制度をスタートしていく。<sup>15</sup>まず博士号を帝国大学の評議会で議決をして教授などに渡すということをするのである。その中で、中心的な教授や社会的に有名な人たちが並ぶが、その中の一人に南条文雄が位置づけられる。最初の博士の一人ということになる。つまり大谷大学としての南条文雄だけではなくて、帝国大学の南条文雄だという位置づけがある。このことをよく見ておかなければいけない。まさに皮肉なことであるが、国家の学問の權威で帝国大学が成り立つとすれば、仏教の研究でそれを最初に担った人が南条文雄であった。国家的な權威から見た大谷大学の優位性というものは、この第二代学長の所で担われていると考えられる。

さて、最後に佐々木月樵の言葉にある「人格」をめぐるお話について述べておきたい。彼は「大谷大学樹立の精神」の中で、「国民の精神的要素」や「宗教的人格」ということを述べている。この言葉自体は、国家との関係で言うと、一九一八(大正七)年の「大学令」の中で、「人格ノ陶冶」、「国家思想ノ涵養」という言葉が大学に学術研究以外にプラスアルファしなければいけないものとして述べられたもので、国家政策の影響が読み取れる。ただ、「人格」を佐々木月樵は、国家との関係だけには取っていない。真宗学・仏教学というものを確立し、「法」の解放、「人」の解放」として宗教と教育の両方を位置づけながら述べている。とくに、この中の「人格」という概念については、大谷尋常中学校の校長も務めた沢柳政太郎が、大正期の段階でも大谷大学に文章を寄せて、宗教と教育の関係について明確な原則を述べている。そこには、「人生に取つては、教育も宗教も共に必要であるが、併しながら其の働の行はれるのは別々であること見なければならぬ<sup>16</sup>」とある。彼は、教育と宗教は区別し並立することによって、その両方の力が発揮できるということを主張している。

そのような文脈で考えると、まさに真宗学や仏教学という学問は、信仰が学問となり、それが持っている人格的な陶



治力について佐々木は述べていることになる。これは国が求めたからではなく、まさにこの大谷大学の建学の精神として相応しい言葉であると考えられる。

佐々木月樵の書いた文章の文脈の通りではないが、出てくるキーワードを並べると次のようになる。信仰・宗教としては浄土真宗、あるいは大谷派がある。一方で学問を強調し、これを開いていった人物として清沢満之がいる。そしてさらにそれが南条文雄の段階では、仏教学と真宗学という学問へと進んでいく。それを、この文章では、「[法]の解放」、「[人]の解放」、あるいは「万人の宗教」、「万人の学」という言い方で、開かれたものとして学問を位置づけている。そして、その基盤には信仰があるということである。これによって、「宗教的人格の陶冶」、すなわち人格の形成ができ、それが開かれたものになっていくということが、佐々木月樵の「大谷大学樹立の精神」の、一つの流れの中心になっていると読み取ることができる。

現在、大学は建学の精神を大切にしようとしている。その中で、様々な試みがされているが、大谷大学のように確立した建学の精神があり、かつこれが確立して動かないということだけではなく、研究の対象として開かれたものがある必要がある。しかも、オープンにしていく形で真宗学・仏教学というものの意義が当初から語られ、そしてその中において、新しい大学論、あるいは宗教論として語られている。このような建学の精神を語る言葉は、私のような大谷大学以外の人間にとっても参考となり、自分たちの大学をどう考えたらいいかという時にも手がかりとなる。この清沢満之と佐々木月樵の言葉は、改めて重いものがある。

これからの時代、草野学長も述べたように、金科玉条としての建学の精神ではなくて、それを問い続けながら自分のものにしていく、内面化していくことが大切である。これは大谷大学の課題であると共に、他の私立大学、あるいは国公立も含めての多くの大学の課題である。大谷大学の二人の建学の精神を語る言葉は、そのあり方を考える時の大きな影響を与えるべき指針であると強調して本稿を終える。

注

- 1 二〇一三（平成二十五）年十月十二日に大谷大学講堂において行われた「開学記念式典並びに初代学長清沢満之謝徳法要」で行った講義では、A4判九頁のレジュメを配付し、プロジェクト画面七二枚を提示して行った。
- 2 大谷大学百年史編集委員会『大谷大学百年史』大谷大学、通史篇二〇〇一年、資料編二〇〇一年、資料編別冊戦時体験集二〇〇四年。このほか大谷大学関係の教育史分野の研究は蓄積されており、荒井明夫「明治中期府県管理中学校における『官』と『民』——京都府尋常中学校を例として」『日本教育史研究』第八号一九八九年八月、谷協由季子「仏教系私学における僧侶養成と学問研究との相克——大谷大学の昇格を事例として」『日本の教育史学』第三八集一九九五年十月などがあつた。
- 3 東京大学史料室『東京大学の学徒動員・学徒出陣』東京大学出版会、一九九八年。
- 4 前掲『大谷大学百年史』通史篇、九二頁。
- 5 この見解は同時代から伝えられていたが、松浦鎮次郎自身による説明は、「第一四款 教育と宗教の分離」教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第四卷、一九三八年、六六一―六六四頁。
- 6 南条神興「教導大旨」、香山院龍温「三箇条講義」など一八七三（明治六）年の講義は、釈徳恵写本『箇条雜記』、家鴨文庫所蔵。
- 7 高橋陽一「共通教化の基礎仮説——近代日本の国民統合の解明のために」『研究室紀要』第二二号、東京大学大学院教育学研究科教育学研究室、一九九六年。高橋陽一「日本の政教関係と教育」教育史学会編『教育史研究の最前線』日本図書センター、二〇〇七年、など。
- 8 久木幸男「訓令一二号の思想と現実——1——」『横浜国立大学教育紀要』（通号一三）一九七三年一〇月、同「2」『横浜国立大学教育紀要』（通号一四）一九七四年一〇月、同「3」『横浜国立大学教育紀要』（通号一六）一九七六年九月。
- 9 高橋陽一「宗教的情操の涵養に関する文部次官通牒をめぐって——吉田熊次の批判と関与を軸として」『武蔵野美術大学研究紀要』第二九号、一九九九年。
- 10 草野顕之「大谷大学「建学の精神」の形成過程」（真宗大谷派学校連合会『会報』二〇〇九年度、二〇一一年九月）。
- 11 高橋陽一「わが大学史の一場面——日本の近代化と大学の歴史八十周年記念事業と建学の精神——」『武蔵野美術大学のあゆみ』の編纂から「日本私立大学連盟『大学時報』第五卷第三二八号、二〇〇九年九月。武蔵野美術大学八〇周年記念誌編集委員会『武蔵野美術大学のあゆみ一九二九―二〇〇九』武蔵野美術大学出版局、二〇〇九年。
- 12 久木幸男『検証清沢満之批判』法蔵館、一九九五年。

- 13 清沢満之「真宗大学開校の辞」一九〇一（明治三十四）年一〇月一三日。「近事」『無尽灯』第六卷第一〇号、一九〇一年一〇月二四日発行。前掲『大谷大学百年史』資料編、四六九頁。『清沢満之全集』第七卷、岩波書店、二〇〇三年、六四頁。
- 14 佐々木月樵「大谷大学樹立の精神」一九二五（大正十四）年五月一日入学者宣誓式のもの。前掲『大谷大学百年史』資料編、五三二―五五一頁は「草稿本」「要覧本」「全集本」の三つを収録。
- 15 文部省『日本博士録』教育行政研究所、一九五六年、七六三頁。
- 16 大谷大学尋源会『宗教と教育に関する学説及実際』無我山房、一九二三年、一一頁。前掲『大谷大学百年史』資料編、五〇六頁。

